



# お知らせ

## 《事業主の皆さまへ》

### 労働保険の加入手続きは

お済みですか

本庁商工観光課

11月は、「労働保険適用促進月間」です！

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」）は、政府が管理・運営している強制的な保険で、農林水産業の一部を除いて、労働者を一人でも雇用している場合、事業主または労働者の意思の有無にかかわらず必ず加入することが法律で定められています。

厚生労働省（三重労働局）では、11月を「労働保険適用促進月間」と定め、労働保険の未手続事業場の一掃を重点項目に掲げ、三重県労働保険事務組合連合会と連携して未手続事業場を個別訪問するなどにより、加入促進を図っています。

労働保険の加入手続きをとられていない事業主の方は、速やかに加入手続きをお願いします。

万が一、労災保険事故が未手続事業場で発生した場合には、遡って保険料を徴収するほかに、労災保険から給付を受けた金

額の100%または40%を事業主から徴収することとなっています。（費用徴収制度と言います）

### 【問い合わせ】

三重労働局総務部労働保険徴収室

☎059・226・2100

または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせください。

### 住宅手当緊急特別措置事業

本庁商工観光課

国の補正予算に盛り込まれた「新たなセーフティネット」として、雇用情勢の悪化に迅速に対応するため離職者に対する総合支援の一環として、収入・資産

就職活動などの一定の支給要件を満たす2年以内の離職者で、住宅を喪失またはそのおそれがある方に対して、緊急措置として住宅手当を支給します。

### 【支給対象者】

2年以内に離職した方で、就労能力と就労意欲があり、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方。

### 【支給要件】

次のすべてに該当する方

- ① **収入要件** 原則として収入がないこと。ただし、臨時的な収入やその他の時的な収入または、生計をとする同居の親族の収入が

ある場合には、支給申請日の属する月におけるそれらの収入見込額の合計が次の金額以下であること

単身世帯月収▼ 8万4,000円  
複数世帯月収▼ 17万2,000円

② **資産要件** 預貯金が次の金額以下であること

単身世帯▼ 50万円  
複数世帯▼ 100万円

③ **就職活動要件** 常用就職の意欲があり、それに向けた就職活動を行うこと

【支給期間】 6カ月間

【支給額】

単身世帯▼ 3万3,400円以内  
複数世帯▼ 4万3,400円以内

### 【必要書類】

① **本人確認書類** 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民登録証明書、戸籍謄本などの写しのいずれか

② **離職関係書類** 2年以内に離職した者であることが確認できる書類の写し

③ **収入関係書類** 本人および生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者の収入が確認できる書類の写し

④ **預貯金関係書類** 本人および

び生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳の写し

### ⑤ その他の書類

公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し

### 【問い合わせ】

（備）伊賀市社会福祉協議会

☎21・5866 FAX26・0002

本庁商工観光課

☎22・9672 FAX22・9695

### 知的財産活用セミナー

本庁商工観光課

知的財産権は特許権、商標権などがあり、社会の発展とともにその重要性が増しています。知的財産権への理解を深め、知的財産の活用を推進するため、「知的財産活用セミナー」を開催します。

講師は、新幹線など「絶対安全」が求められる個所に使われるナットを製造しているハードロック工業（株）の若林克彦さんです。

【と き】 11月5日（木）

午後1時30分～3時30分

（受付：午後1時～）

【と ころ】 産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ

伊賀」3階テクノホール

### 【内 容】

午後1時30分、基調講演

《講師》ハードロック工業（株）

代表取締役 若林克彦さん

《演題》『知的財産が企業力を上げる～世界一緩まないナットの開発秘話～』

午後2時30分、企業の知財

戦略支援について

中部経済産業局地域経済部産

業技術課特許室長 高橋直彦さん

午後3時、質疑応答

【定 員】 70人

【申込方法】 本庁商工観光課

および各支所産業建設課に備え

付けの申込用紙に住所、氏名

連絡先、事業所名などを記入い

ただき、持参または、電話、FAX

Eメールでお申し込みください。

【申込期限】 10月28日（水）必着

【申込先・問い合わせ】

本庁商工観光課

☎22・9672 FAX22・9695

✉shoukan@city.iga.lg.jp

### 島ヶ原文化芸術まつり

島ヶ原公民館

### 【と き】

11月1日（日）～3日（火）

午前9時～午後5時

※3日のみ午後4時まで

### 【と ころ】

島ヶ原会館ふれあいホール

【内 容】 各種団体の展示会

### 【問い合わせ】

島ヶ原文化芸術まつり実行委員会 ☎59・2291